

# 東北地区スポーツ推進委員研修会開催規程

## (趣旨)

第1条 公益社団法人全国スポーツ推進委員連合（以下、「全国連合」という。）の定めるスポーツ推進委員地区研修会実施要項に基づき、東北地区スポーツ推進委員協議会（以下、「本会」という。）が研修会を行う場合は、この規程の定めるところによる。

## (目的)

第2条 地域スポーツの推進者としての役割を担う東北地区スポーツ推進委員の資質の向上を図るため、東北各県から、市町村において中心になって活躍しているスポーツ推進委員の参集を求め、地域スポーツ振興に関する諸事項について研修を行うものとする。

## (主催者)

第3条 研修会の主催者は、東北6県による1年ごとの輪番制とし、全国連合、主催する県又は主催する県の教育委員会、及び主催する県のスポーツ推進委員協議会とする。

## (回数)

第4条 昭和37年に開催された大会をもって1回とし、これより起算して回数を順次付するものとする。ただし、災害その他の特別な事情により中止となった場合は回数は継続する。

## (主管)

第5条 主管は、主催県スポーツ推進委員協議会による実行委員会又は開催地区スポーツ推進委員会による実行委員会、及び開催市町村スポーツ推進委員会とする。

2 必要に応じ、開催市町村、開催地区教育委員会に共催を依頼し、承認を得るものとする。

## (後援)

第6条 研修会開催にあたっては、スポーツ庁又は主催する県以外の東北各県あるいは東北各県教育委員会に後援を依頼し、承認を得るものとする。

## (開催地)

第7条 開催地については、主催者に一任するものとする。

## (開催日程)

第8条 第2条の目的に沿って、7月開催を基準とし、おおむね1泊2日を越えないような日程で主催者が決定するものとする。また、災害その他の特別な事情により開催が難しい状況が生じた場合は次年度以降への延期ではなく中止とする。

## (内容)

第9条 研修会参加者については、次の各号を満たすものとする。

- 1 東北各市町村のスポーツ推進委員各県30名以上
- 2 東北各県並びに市町村スポーツ主管職員

第9条の2 研修会の中で、本会による功労者表彰式を行うものとする。なお、表彰規程は別に定める。

第9条の3 研修会の内容は、次の各号を満たすものとする。

- 1 講演講師は、大学教授又は地域スポーツ振興に顕著な貢献が認められる学識経験者、及び国内・国際スポーツ大会で活躍したトップアスリートらから主催者が選任する。
- 2 講演の内容は、地域スポーツの振興とスポーツ推進委員の活動に関するものとする。
- 3 第9条の3の2の内容を踏まえ、地域で活動する研究発表を行い、パネリストによる意見交換及び質疑応答などの研究協議を行い、地域スポーツ振興とスポーツ推進委員の活動に関する諸問題に対する理解がより深まるようにする。
- 4 スポーツ推進委員が地域のスポーツ活動の企画・運営上必要とされる知識・技能がより深まるような講演又は研究協議、実技研修等を行う。

(経費)

第10条 経費については、以下の各号により充当するものとする。

- 1 全国連合負担金
- 2 東北各県スポーツ推進委員協議会負担金
- 3 開催県スポーツ推進委員協議会負担金
- 4 開催県、開催市町村負担金
- 5 大会参加料
- 6 寄付金及びその他による収入

(次回開催地の報告)

第11条 本会役員会までに、次回開催する県のスポーツ推進委員協議会が決定し報告するものとする。

(報告書)

第12条 主催者は、研修会終了後報告書を作成し、後援等の関係機関及び本会役員会で定めた冊数(市町村+5部)を東北各県スポーツ推進委員協議会長宛に配付するものとする。

(引継)

第13条 主催者は、次の各号のすべてを研修会開催年度の12月末までに次回主催者へ引継を行うものとする。

- 1 本会長印
- 2 本会旗
- 3 研修会企画・運営関係資料

附則

この規程は、平成27年 7月 9日から執行する。

平成29年 7月 6日一部改正

令和 2年11月20日一部改正

令和 6年 7月11日一部改正